

東大阪人権第 4 号
令和 7 年 4 月 2 4 日

東大阪市人権尊重のまちづくり審議会
会長 潮谷 光人 様

東大阪市長 野田 義和

本市の人権施策の推進について（諮問）

東大阪市人権尊重のまちづくり条例第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定により下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

- 本市の人権施策の推進に関する指針について
- インターネット上の人権侵害に関する条例について

2 諮問理由

本市は、平成 16 年 7 月に制定し、令和 5 年 4 月に改正した、東大阪市人権尊重のまちづくり条例に基づき人権施策の推進に取り組んでいます。しかしながら、人権を取り巻く近年の社会状況は大きく変化しており、日々新たな人権課題が生じている中、本市が人権施策を総合的かつ計画的に進めるためには、長期的な指針が必要と考えています。

特に、従来からある人権に関する問題も、インターネットがもつ容易性・匿名性・拡散性・永続性といった特徴により、多様化・複雑化・深刻化しています。こうした中、本市としても、インターネット上の人権侵害に適切に対応するため、東大阪市人権尊重のまちづくり条例を柱として、それを補完する条例が早急に必要であると考えています。

以上のことについて、貴審議会の意見を求めます。